

令和2年度

第8回定例農業委員会会議録

令和2年11月20日 開催

令和2年11月20日 閉会

(場所) 綾川町綾南農村環境改善センター

令和2年度 第8回 綾川町農業委員会会議録

農委告示 第16号

令和2年度 第8回 農業委員会を次のとおり招集する。

令和2年11月20日

農業委員会会長 中添 文彦

召集 令和2年11月16日

場所 綾川町綾南農村環境改善センター

開会 令和2年11月20日 午前 9時00分

閉会 令和2年11月20日 午前 時 分 (会期1日)

第1日目 (11月20日)

出席委員 19名

1番	中添 文彦	8番	大野 翔平	15番	藤重 英子
2番	石丸 俊一	9番	細谷 美一	16番	笹川 武義
3番	森 健人	10番	谷本 利信	17番	滝川 廣男
4番	渡辺 玲子	11番	藤滝 健造	18番	三好 光春
5番	井上 博司	12番	本井 伸一	19番	福家 功
6番	川西 正廣	13番	佐藤 裕子		
7番	松本 文男	14番	三好 満		

農地利用最適化推進委員 0名参加

議事録署名委員

10番 谷本 利信 委員、 11番 藤滝 健造 委員

欠席

公務のため出席した者の職氏名

事務局長 福家 勝己 課長補佐 坂本 雅直 主査 渡邊 宏樹

傍聴人 1人

議事日程

令和 2 年 11 月 20 日

- 第 1 会期の決定について
- 第 2 議事録署名委員の指名について
- 第 3 議案第 1 号 農地法第 3 条（農業委員会）について
- 第 4 議案第 2 号 農地法第 4 条（県知事）について
- 第 5 議案第 3 号 農地法第 5 条（県知事）について
- 第 6 議案第 4 号 農地法第 5 条事業計画変更申請について
- 第 7 議案第 5 号 現況証明（農委分）について
- 第 8 議案第 6 号 基盤強化法第 19 条（農用地利用集積計画の公告）について
- 第 9 議案第 7 号 農地中間管理事業法第 19 条 2 項【農地利用集積計画一括方式】について
- 第 10 報告第 1 号 農地法第 18 条（通知）について

令和 2 年 11 月 農業委員会議事録

午前 9 時 00 分 開会

職務代理

みなさま、こんにちは。定刻が参りましたので、ただいまから令和 2 年度第 8 回農業委員会を開催します。出席者の方へのお願いです。携帯電話をお持ちの方は、本会開催中、マナーモード若しくは、電源をお切りいただきますようお願いいたします。それでは、会長よりご挨拶申し上げます。

会長

【挨拶】

職務代理

ありがとうございました。続きまして、事務局よりご挨拶をお願いします。

事務局

【挨拶】

職務代理

ありがとうございました。それでは、議事に移ります。議事進行につきましては、綾川町農業委員会会議規則第 4 条で、「会長は、会議の議長となり、議事を総理する。」とありますので、中添会長、議事進行をお願いします。

議長

それでは議事に移ります。本日の出席者は 19 名です。会期の決定ですが、会期は本日 1 日限りといたします。なお、「議事録署名委員の指名について」ですが、私の方で指名してよろしいでしょうか。

委員一同

はい

議長

本日の議事録署名人には、10 番 谷本 利信 委員、11 番 藤滝 健造 委員を指名します。



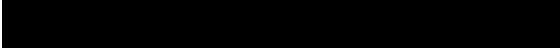
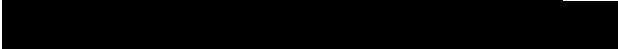
議長

本日の議案の審議に移ります。第 1 号議案について、事務局より説明を願います。

事務局

農地法第 3 条の規定による許可申請について、説明致します。今月は、6 件です。

議案第 1 号-1

地 図： 
権利等： 所有権移転 無償贈与
申請地： 
譲渡人： 
譲受人： 

説明： 申請に至った理由ですが、第 5 号案件との関連があり、お互いに所有する農地の隣接地が相手の農地であるため作業効率を向上する目的でかつ自宅に近い方へ農地を集約するものです。権利の欄には、無償贈与となっていますが、実際には土地の交換を行います。


譲受人の経営面積は 4,215 m²で、下限面積を超えており、現所有農地については、全て適切に維持管理されています。また、取得後の営農計画としては、水稻です。

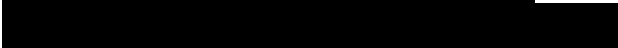
譲受人の農作業暦としては、20 年、農作業の従事日数は、150 日で、機械の所有状況については、トラクター1 台、コンバイン 1 台、田植機 1 台、軽トラック 1 台、納屋 40 m²を所有しています。また、水稻の作付け計画であることから、周囲への影響も無いものと考えます。対象農地までの通作距離は、約 200m、車で 1 分と、通作可能な圏内に居住しているものと考えられます。

以上の理由により、農地法第 3 条第 2 項各号に照らしましたところ、これらには該当しないことから、許可相当と考えます。

議案第 1 号-2

地 図： 
権利等： 所有権移転 有償売買

申請地： 

譲渡人： 

譲受人： 

説明： 申請に至った理由ですが、所有地の中で申請地が自宅より離れた場所にあり耕作に不便さがあると考えていたところ、隣接に住む譲受人が規模拡大を考えていたため、互いの意向が合致し申請に至ったものです。


譲受人の経営面積は 4,215 m²で、下限面積を超えており、現所有農地については、全て適切に維持管理されています。また、取得後の営農計画としては、水稻です。

譲受人の農作業暦としては、20 年、農作業の従事日数は、150 日で、機械の所有状況については、トラクター1 台、コンバイン 1 台、田植機 1 台、軽トラック 1 台、納屋 40 m²を所有しています。また、水稻の作付け計画であることから、周囲への影響も無いものと考えます。対象農地までの通作距離は、宅地隣接地であるため、通作可能な圏内に居住しているものと考えられます。

以上の理由により、農地法第 3 条第 2 項各号に照らしましたところ、これらには該当しないことから、許可相当と考えます。

議案第 1 号-3

地 図： 
権利等： 所有権移転 有償売買

申請地： 

譲渡人： 

譲受人： 

説明： 申請に至った理由ですが、申請地は、羽床下地区基盤整備事業の区域内で、譲渡人は、地区内に農地は無く、本地区の換地配分計画でも配分を受けるようにはなっていません。土地改良の担当に確認すると、不換地同意をもらっているとのこと。今回、譲受人が換地処分前に従前地の段階で農地を取得するため申請に至ったものです。

譲受人の経営面積は 5,653 m²で、下限面積を超えており、現所有農地については、全て適切に維持管理されています。また、取得後の営農計画としては、水稻です。

譲受人の農作業暦としては、30年、農作業の従事日数は、100日で、その他世帯員、父親が150日です。機械の所有状況については、トラクター1台、コンバイン1台、耕運機1台、田植機1台、軽トラック2台、納屋300㎡を所有しています。また、水稻の作付け計画であることから、周囲への影響も無いものと考えます。対象農地までの通作距離は、400m、車で2分程と通作可能な圏内に居住しているものと考えられます。

以上の理由により、農地法第3条第2項各号に照らしましたところ、これらには該当しないことから、許可相当と考えます。

議案第1号-4

地 図： [REDACTED]
権利等： 所有権移転 有償売買
申請地： [REDACTED]
譲渡人： [REDACTED]
譲受人： [REDACTED]

説明： 申請に至った理由ですが、譲渡人は80歳と高齢で農地の処分を検討していたところ、経営規模の拡大を考えていた譲受人との間で意向が合致し申請に至ったものです。

譲受人の経営面積は5,653㎡で、下限面積を超えており、現所有農地については、全て適切に維持管理されています。また、取得後の営農計画としては、水稻です。

譲受人の農作業暦としては、30年、農作業の従事日数は、100日で、その他世帯員、父親が150日です。機械の所有状況については、トラクター1台、コンバイン1台、耕運機1台、田植機1台、軽トラック2台、納屋300㎡を所有しています。また、水稻の作付け計画であることから、周囲への影響も無いものと考えます。対象農地までの通作距離は、700m、車で3分程と通作可能な圏内に居住しているものと考えられます。

以上の理由により、農地法第3条第2項各号に照らしましたところ、これらには該当しないことから、許可相当と考えます。

議案第1号-5

地 図： [REDACTED]
権利等： 所有権移転 無償贈与
申請地： [REDACTED]
譲渡人： [REDACTED]
譲受人： [REDACTED]

説明： 申請に至った理由ですが、先ほども説明しましたが、第1号案件との関連があるもので、お互いに所有する農地の隣接地が相手の農地であるため作業効率を向上する目的でかつ自宅に近い方へ農地を集約するものです。権利の欄には、無償贈与となっていますが、実際には土地の交換を行います。

譲受人の経営面積は8,553㎡で、下限面積を超えており、現所有農地については、全て適切に維持管理されています。また、取得後の営農計画としては、水稻です。

譲受人の農作業暦としては、40年、農作業の従事日数は、300日で、機械の所有状況については、トラクター1台、コンバイン1台、田植機1台、軽トラック1台、納屋70㎡を所有しています。また、水稻の作付け計画であることから、周囲への影響も無いものと考えま

す。対象農地までの通作距離は、約 300m、車で 2 分と、通作可能な圏内に居住しているものと考えられます。

以上の理由により、農地法第 3 条第 2 項各号に照らしましたところ、これらには該当しないことから、許可相当と考えます。

議案第 1 号-6

地 図： [REDACTED]
権利等： 所有権移転 無償贈与
申請地： [REDACTED]
譲渡人： [REDACTED]
譲受人： [REDACTED]

説明： 申請に至った理由ですが、申請地 [REDACTED] にあり、既に現状は譲受人の農地の一部となり、一体利用されています。譲渡人が、財産の整理を行う中で、この東側に譲受人の所有する原野（法面）に積みブロックがあり、地下にあるトンネルの保護のための施設と判断しその原野部分と交換するので権利の欄には、無償贈与となっていますが、実際には土地の交換を行います。

譲受人の経営面積は 10,082 m²で、下限面積を超えており、現所有農地については、全て適切に維持管理されています。また、取得後の営農計画としては、水稻です。

譲受人の農作業暦としては、47 年、農作業の従事日数は、150 日で、機械の所有状況については、トラクター 1 台、コンバイン 1 台、耕運機 1 台、田植機 1 台、軽トラック 1 台、納屋 272 m²を所有しています。また、水稻の作付け計画であることから、周囲への影響も無いものと考えます。対象農地までの通作距離は、約 400m、車で 3 分と、通作可能な圏内に居住しているものと考えられます。

以上の理由により、農地法第 3 条第 2 項各号に照らしましたところ、これらには該当しないことから、許可相当と考えますが、この中に法定外財産が存在します。

譲渡人が隣接地を所有している段階では特例により買収・取得時に農地法の適用を受けないこととなっていますので問題ありませんが、今回の場合、隣接地が個人に渡るとなればこの財産処分が必要です。現在、譲渡人と、財産管理部署建設課及び財産払下げの担当課総務課との間で協議が行われています。

許可については、法定外財産部分の処分の確定や裏付けが取れるまで、許可保留とすることが妥当と考えます。

また、その裏付けが取れた段階で、定例会の審議なく許可してよろしいか、あわせてご審議の程よろしく申し上げます。

以上、今月は 6 件の申請です。ご審議のほど、よろしくお願い致します。

議長

議案第 1 号についてご質問はありませんか。

委員一同

なし

議長

続きまして、第 2 号議案について、事務局より説明をお願いします。

事務局

はい、それでは、議案第2号「農地法第4条申請」についてです。今月は、2件あります。

議案第2号-1

地図・図面： [REDACTED]

申請者： [REDACTED]

申請地： [REDACTED]

農地区分： 2種農地

転用目的： 農家住宅の拡張（資材置場、進入路）

施設の概要： 露天資材置場、進入路

農機具置場 1箇所 24.70 m²、農業用倉庫 1箇所 6.00 m²

（既存建物：住宅等との合計 644.20 m²）

併用地： [REDACTED]

敷地合計：1,546.45 m² 土地利用률：41.65% ((≥30.00%))

申請事由： 農家住宅の拡張

説明：【理由】 平成30年頃に、申請人所有の住宅に隣接する農地において娘夫婦のための住宅を建築するにあたり、転用の手続きを経て、工事に着手したところ、当初、計画していた申請人住宅の北側から西側に至る進入路では、工事車両の出入りに困難をきたすことが判明するとともに、その東側の突き当りに位置する箇所には、5m程度の崖が存在するため、常に危険性を伴うことから、急遽、申請人住宅の南東側より、迂回する形で進入し今回の申請地2筆を通行して、工事を行なうことで、住宅の完成を見たわけではありますが、工事終了後も、申請人及び家族の自家用車の出入りに便利であったことから、継続して利用し現在に至ったものがあります。なお、最近になって、町広報紙による無断転用の記事を目にしたことで、自らが行った行為が無断転用にあたることに気づき、深く反省もし、今後、このようなことがないよう厳に慎むとの始末書の提出を受けるとともに、今回、無断転用の是正申請により、その解消を図ろうとするものであります。

【資金計画】 今回の資金計画はありません。

【工事期間】 平成30年12月1日～平成31年8月15日

【造成工事】 今回の申請に伴う新たな造成はありません。

【排水関係】 雨水：自然浸透、 汚水：なし

【取排水の同意】 該当なし

【水利関係者の同意】 [REDACTED]

【隣接農地の同意】 [REDACTED]

議案第2号-2

地図・図面： [REDACTED]

申請者： [REDACTED]

申請地： [REDACTED]

農地区分： 2種農地

転用目的： 宅地拡張（露天駐車場）

施設の概要： 住宅 2 階建て・納屋 1 棟 270.26 m²

併用地： [REDACTED]

敷地合計 811.04 m² 土地利用률：33.32% (≧30.00%)

申請事由： 農家住宅の拡張

説明：【理由】 平成 16 年頃に申請人が居住する住宅に隣接する [REDACTED] の拡張工事に
伴い、住宅用地が買収にかかり、手狭となったことを受け、家族 4 台の自家用車
を駐車するスペースが宅地内で確保できなくなったことから、隣接する所有農地
である申請地に車を停めるための駐車場を設置し現在に至りましたが、近年、農
地法に基づく転用手続きが必要であったことに気づき、深く反省しており、今
後、このようなことがないよう厳に慎むとの始末書の提出を受けるとともに、今
回、無断転用の是正申請により、解消を図ろうとするものであります。

【資金計画】 今回の資金計画はありません。

【工事期間】 平成 26 年頃に着工し、完了しております。

【造成工事】 今回の申請に伴う新たな造成はありません。

【排水関係】 雨水：隣接する北側と西側の既設水路に放流。汚水：なし。

【取排水の同意】 [REDACTED]

【水利関係者の同意】 [REDACTED]

【隣接農地の同意】 [REDACTED]

以上、ご審議のほどよろしくお願い致します。

議長

議案第 2 号につきまして、何か質問はありませんか？

委員一同

なし

議長

続きまして、第 3 号議案について、事務局より説明をお願いします。

事務局

はい、それでは、議案第 3 号「農地法第 5 条申請」についてです。今月は、4 件あります。

議案第 3 号 -1

地図・図面： [REDACTED]

権利： 所有権の移転

申請地： [REDACTED]

農地区分： 3 種農地

譲渡人： [REDACTED]

譲受人： [REDACTED]

転用目的： 宅地分譲

施設の概要： 区画造成 6 区画

申請事由： 宅地造成

説明：【理由】 譲受人は、[REDACTED]に主たる事務所を置き、平成4年に設立、資本金300万円で、建築工事の請負や不動産の販売等を主に営む法人であります。近年、同社へ[REDACTED]における土地購入の問い合わせが多数寄せられている状況から、需要があるものと判断し、住宅用地となる土地を探していたところ、高齢化に伴い農地の維持管理に苦慮していた土地所有者との間で意向が合致し、今回、申請に及んだものであります。なお、申請地については、[REDACTED]のところに位置する第3種農地で都市計画法に規定する用途地域、第二種中高層住居専用地域であります。また、[REDACTED]にも近く、周囲には、[REDACTED]もあり、利便性が整っているうえに[REDACTED]への交通アクセスも良好であることから、販売が見込まれると判断しているとのことであります。

【資金計画】 土地代 550万円、 造成費 550万円、 建築費 0万円 合計：1,100万円

内訳 自己資金 1,100万円、借入金 0万円

【工事期間】 令和3年1月10日～令和3年7月9日

【造成工事】 花崗土による盛土 H=50cm

重力式擁壁及びL型擁壁 H=0.45mから1.55m

【排水関係】 雨水：最終柵を設置し、地区内排水路を経由し、東側の既設水路へ放流。

污水：公共下水道に接続し放流。

【取排水の同意】 [REDACTED]

【水利関係者の同意】 [REDACTED]

【隣接農地の同意】 [REDACTED]

議案第3号 -2

地図・図面： [REDACTED]

権利： 所有権の移転

申請地： [REDACTED]

農地区分： 2種農地

譲渡人： [REDACTED]

譲受人： [REDACTED]

転用目的： 非農家の自己住宅

施設の概要： 住宅2階建て 1棟 89.43㎡ 利用率：28.12% (≧22.00%)

申請事由： 自己宅地

説明：【理由】 現在、居住している借家が子どもの成長に伴い手狭となってきたことから、借家近くで土地を探していたところ、知人の紹介により、農地の維持管理に苦慮していた譲渡人が所有している農地が、立地条件や建築予定規模等を考慮した結果、最適であると判断し、また、双方の意向も合致したことから、今回、申請に及んだものであります。

【資金計画】 土地代 500万円 造成費 300万円、 建築費 2,600万円 合計：3,400万円

内訳：自己資金 0 万円、借入金 3,400 万円

【工事期間】 令和 3 年 1 月 20 日～令和 3 年 6 月 30 日

【造成工事】 良質花崗土による盛土 H=0.7m～1.1m

コンクリート擁壁の設置 H=1.7m～2.0m

進入路には、グレーチング付の新設床版を設置（L=4.6m、W=1.3m）

【排水関係】 雨水：最終柵に集水したうえで、西側の既設水路に放流。

汚水：公共下水に接続して放流。

【取排水の同意】

【水利関係者の同意】

【隣接農地の同意】

【他法令関係】 進入路の設置に伴う床版工事の承認

議案第 3 号 -3

地図・図面：

権利： 賃貸借権の設定

申請地：

併せ利用地：

農地区分： 1 種農地

貸人：

借人：

転用目的： 仮設露天駐車場

施設の概要： 社員用駐車場 普通車両 21 台分

申請事由： 露天駐車場

説明：【理由】 の工事に伴い、借人である が同工事を請負にあたって、工事に関わる作業員の駐車場が必要となったことから、所有者より、上記の内容で一時転用により、借り受けることとなったものであります。なお、工事完了後には、 の撤収に伴い、農地に復元して、利用するとの所有者からの営農計画書及び農地復元に係る誓約書が提出されておりますことを申し添えておきます。

【資金計画】 土地代 0 万円 造成費 0 万円、建築費 0 万円 合計：0 万円

内訳：自己資金 0 万円、借入金 0 万円

【工事期間】 令和 3 年 1 月 4 日～令和 4 年 3 月 31 日（一時転用期間）

【造成工事】 切土・盛土はなく、現状利用

【排水関係】 雨水：自然浸透 汚水：なし。

【取排水の同意】

【水利関係者の同意】

【隣接農地の同意】

議案第3号 -4

地図・図面： [REDACTED]

権利： 賃貸借権の設定

申請地： [REDACTED]

農地区分： 2種農地

貸人： [REDACTED]

借人： [REDACTED]

転用目的： 露天駐車場、露天資材置場、残土仮置場

施設の概要： 現場発生土等仮置場、資材置場、工事用車両置場

申請事由： 仮置場、資材置場・駐車場

説明：【理由】 借人は、申請地付近での [REDACTED] を請負ったことから、駐車場・資材置場・仮置場が必要となり、適当な場所を探していたところ、基盤整備工事に参画するために休耕していた貸人の申請地等3箇所が候補地として見つかったとのことであり、その中で比較検討を行なった結果、同工事に近く立地条件等が最適である申請地を選択し、貸人に打診したところ、合意に至ったものであります。なお、工事終了後には、基盤整備を経て、所有者が、小麦の栽培を行なうとの営農計画書の提出と合わせて、農地復元に係る契約書も添付されていることを申し添えておきます。

【資金計画】 土地代 0万円 造成費 30万円、建築費 0万円 合計：30万円

内訳：自己資金 30万円、借入金 0万円

【工事期間】 令和2年12月21日～令和3年3月31日(一時転用期間)

【造成工事】 花崗土による盛土 H=0.30m、コンクリート擁壁 なし

【排水関係】 雨水：沈砂池へ雨水を集水し、北側の既設排水路へ放流。 汚水：なし。

【取排水の同意】 [REDACTED]

【水利関係者の同意】 [REDACTED]

【隣接農地の同意】 [REDACTED]

以上、ご審議のほどよろしくお願い致します。

議長

議案第3号につきまして、何か質問はありませんか？

委員一同

なし

議長

続きまして、第4号議案について、事務局より説明をお願いします。

事務局

それでは、議案第4号「農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更申請」についてですが、今日は、1件あります。

議案第4号 -1

地図・図面： [REDACTED]

権利： 所有権の移転

申請地： [REDACTED]

農地区分： 2種農地

譲渡人： [REDACTED]

譲受人： [REDACTED]

転用目的： 非農家の自己住宅

施設の概要： 住宅2階建て 1棟 85.28 m² 利用率：22.09% (≧22.00%)

申請事由： 自己宅地

説明：【理由】 平成元年頃に、譲渡人は、町外に在住する子どものために住宅を建築しようと申請地を別途、取得したものでありますが、急遽、子どもの帰郷が頓挫したことを受け、造成工事までの段階で止まり現在に至ったものでありますが、近年、本人の高齢化ともあいまって、その維持管理に苦慮し、手放したいと考えていたところへ、今回、自らの住宅を建築したいと考えていた譲受人が、申請地の立地条件の良さに納得し、双方合意のうえで、農地法第5条の転用申請に及んだものであります。

【資金計画】 土地代700万円 造成費0万円、建築費3,000万円 合計：3,700万円
内訳：自己資金0万円、借入金3,700万円

【工事期間】 令和3年1月20日～令和3年6月30日

【造成工事】 すでに、造成済みであり、配水管も設置されているうえに、周辺には、安定性を図るためのコンクリート擁壁も3方に設置済みの状態であります。

【排水関係】 雨水：最終枡を設置し、既設の排水管を経由して、既設の水路に放流。
污水：合併浄化槽を設置。

【取排水の同意】 [REDACTED]

【水利関係者の同意】 [REDACTED]

【隣接農地の同意】 [REDACTED]

【承継についての確約書】 譲渡人による申請地に係る旧所有者への雇用予約等の債務及び返還についての特約はありません。

以上、ご審議のほどよろしくお願い致します。

議長

議案第4号につきまして、何か質問はありませんか？

委員一同

なし

議長

ここで、新型コロナウイルス感染拡大防止対策のため、10分間の休憩と、換気を行います。

【 休憩 】

議長

それでは、再開いたします。第5号議案について、事務局より説明をお願いします。

事務局

それでは、議案第5号 現況証明（農委処分）についてですが、今月は、2件あります。

議案第5号-1

地図・図面：

申請人：

申請地：

調査者： 令和2年11月10日（火）

申請内容： 昭和30年代までは、精力的に農業を行なっておりましたが、昭和40年4月頃より、他に従事する仕事が多忙となったため、耕作を放棄したことによって、近くの山林から竹や雑木などが入り込み50年以上を経過したことで、森林などの様相を呈している状態となりました。

これによりまして、農地として復元することは著しく困難であると判断し、「非農地証明」を発出することに対しては、問題がないものと考えられます。

議案第5号-2

地図・図面：

申請人：

申請地：

調査者： 令和2年11月10日（火）

申請内容： 平成4年頃より、高齢化のため、農業ができなくなり、その後、耕作が放棄されたこともあって、近くの山林から竹や雑木などが入り込み30年近くが経過したことで、森林などの様相を呈している状態となりました。

これによりまして、農地として復元することは著しく困難であると判断し、「非農地証明」を発出することに対しては、問題がないものと考えられます。

以上、ご審議のほどよろしくお願い致します。

議長

議案第5号につきまして、何か質問はありませんか？

委員一同

なし

議長

続きまして、議案第6号「基盤強化法第19条（農用地利用集積計画の公告）について」です。なお、10ページ案件第7号に谷本委員に関係する案件が含まれますので、審議の間ご退室をお願いします。

【 退室 】

議長

それでは、事務局より説明を願います。

事務局

基盤強化法第19条（農用地利用集積計画の公告）権利種別：貸借権設定の第7号案件について説明します。P.10をお開きください。

所在： [REDACTED]
利用権： 賃貸借権
貸付人： [REDACTED]
借受人： [REDACTED]
借受人経営面積： 43,016 m²
利用目的： 水稲・麦
賃料： 23,790 円 (10a 当り 5,000 円)
期間： R2.12.1～R5.11.30 (3 年間)
以上、審議のほどよろしくお願ひします。

議長

案件第 7 号につきまして、何か質問はありませんか？

委員一同

なし

議長

それではさきに採決を行います。

議案第 6 号の案件第 7 号について、賛成する方の挙手を求めます。

委員一同

挙手多数

議長

挙手多数と認めます。この案件は可決されました。谷本委員は、入室の上、ご着席下さい。

【 入室 】

議長

事務局より、残りの案件につきまして説明を求めます。

事務局

P.7～P.11 をご覧ください。

権利種別、貸借権設定です。

先ほどご審議いただいた案件を含む、

契約件数： 8 件 合計 18,040 m²

内訳

新規契約： 1 番 1 件 5,560 m²

更新契約： 2～8 番 7 件 12,480 m²

以上、審議のほどよろしくお願ひします。

議長

議案第 6 号についてご質問はございませんか。

委員一同

なし

議長

続きまして、議案第 7 号「農地中間管理事業法第 19 条の 2 【農地利用集積計画一括方式】」の申請です。なお、案件第 1 号に三好満委員に関係する案件が含まれますので、審議の間ご退室をお願

いします。

【 退室 】




議長

それでは、事務局より説明をお願いします。

事務局

はい。第1号案件について、説明します。

議案第7号-1

所在： 
利用権： 賃貸借権
貸付人： 
借受人： 
転貸人： 高松市松島町 (公益)香川県農地機構
借受人経営面積： 120,578 m²
利用目的： 水稲・麦・野菜
賃料： 年間 20,095 円 (10 a 当り 5,000 円)
期間： R2.12.1~R8.11.30 (6 年間)
以上審議のほどよろしくお願ひします。

議長

案件第1号につきまして、何か質問はありませんか

委員一同

なし

議長

それではさきに採決を行います。

議案第7号の、案件第1号について、賛成する方の挙手を求めます。

委員一同

挙手多数

議長

挙手多数と認めます。この案件は可決されました。三好委員は、入室の上、ご着席下さい。

【 入室 】

議長

続きまして、案件第16号に谷本委員に関係する案件が含まれますので、審議の間ご退室をお願いします。

【 退室 】

議長

それでは、事務局より説明をお願いします。

事務局

はい。第16号案件について、説明します。

議案第7号-16

所在： 

利用権： 賃貸借権

貸付人：

借受人：

転貸人： 高松市松島町 (公益)香川県農地機構

借受人経営面積： 43,016 m²

利用目的： 水稻・麦

賃料： 年間 43,540 円 (10 a 当り 14,000 円)

期間： R2.12.1~R8.11.30 (6 年間)

以上審議のほどよろしくお願ひします。

議長

案件第 16 号につきまして、何か質問はありませんか

委員一同

なし

議長

それではさきに採決を行います。

議案第 7 号の、案件第 16 号について、賛成する方の挙手を求めます。

委員一同

挙手多数

議長

挙手多数と認めます。この案件は可決されました。谷本委員は、入室の上、ご着席下さい。

【 入室 】

議長

事務局より、残りの案件につきまして説明を求めます。

事務局

先ほどご審議いただいた案件を含む、

契約件数： 17 件 合計 42,378 m²

新規契約： 1 番～ 16 番 16 件 (32 筆) 36,747 m²

更新契約： 17 番 1 件 (5 筆) 6,531 m²

変更契約： なし

貸付先としましては、2 番・3 番を [] へ、4 番から 7 番を [] へ、8 番から 11 番を [] へ、12 番を [] へ、13 番・14 番を [] へ、15 番を [] へ、17 番を [] へ貸し付けるものです。

以上、審議のほどよろしくお願ひします。

議長

議案第 7 号について、ご質問はございませんか。

委員一同

なし

議長

続きまして、報告第 1 号について事務局より説明を願ひます。

事務局

報告第1号農地法第18条の規定による合意解約の届出について、説明致します。今月は、2件あります。

報告1-1

申請地：

賃貸人：

賃借人：

解約日： 令和2年11月1日

説明： 利用権の解約で離作補償はありません。

報告1-2

申請地：

賃貸人：

賃借人：

転貸人： 高松市松島町1丁目17番28号 公益財団法人 香川県農地機構

解約日：令和2年10月6日

説明： 基盤整備事業施工に伴う利用権の解約で離作補償はありません。

以上、2件の届出についての説明です。

議長

報告第1号についてご質問はございませんか。

委員一同

なし

議長

以上ですべての議案についての説明、質疑が終了しました。

それでは、採決に入ります。本日提案された第1号議案から第7号議案のうち、第6号議案の案件第7号及び、第7号議案の案件第1号、16号を除く案件について、原案通り賛成する方の挙手を求めます。

委員一同

全員挙手

議長

全員の方の挙手をいただきましたので、議案はすべて承認されました。以上で本日の日程はすべて終了しました。ありがとうございました。

職務代理

本日も各委員さんのご協力により定例農業委員会が無事終了致しました。慎重なご審議ありがとうございました。それでは、第8回定例農業委員会を閉会致します。

午前 10時 30分

閉会